○国土交通省告示第七百十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2914	一酸化炭素等発散防止装置　三菱Ｍ－４Ｊ1045ＢＡ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝浦三丁目１番21号

○国土交通省告示第七百十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－3171	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ５ＢＡＭ15ＡＦＫＳ７	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第七百十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2948	一酸化炭素等発散防止装置　マツダＭＡ－ＤＪＳ５－３ＤＡ１	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第七百十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＧＳ－2176	一酸化炭素等発散防止装置　ＤＥＵＴＺ　ＴＣＤ４．１Ｌ４ＦＤ	DEUTZ AG Otto strasse 1 D51149 Cologne, Germany

○国土交通省告示第七百十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年五月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＧＳ－2048	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＹＤＳ－Ｃ15	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：49.4kPa　吸入負圧：3.7kPa 力：41.6kPa　吸入負 圧：4.5kPa　排気圧 力：43.0kPa　吸入負 圧：4.5kPa　排気圧 力：40.7kPa　吸入負 圧：4.5kPa　排気圧 力：33.4kPa　吸入負 圧：4.5kPa　排気圧 力：37.8kPa　吸入負 圧：4.5kPa　排気圧 力：32.6kPa　吸入負 圧：4.5kPa　排気圧 力：33.1kPa　吸入負 圧：4.5kPa　排気圧 力：33.8kPa	キャタピラージャパン合同会社　神奈川県横浜市西区みなとみらい３丁目７番１号

○国土交通省告示第七百十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年九月四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒ＧＳ－2178	一酸化炭素等発散防止装置　Caterpillar　ＹＤＳ－Ｃ9.3Ｂ	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：48.0kPa　吸入負圧：3.7kPa　排気圧 力：45.7kPa　吸入負 圧：3.7kPa　排気圧 力：42.2kPa　吸入負 圧：3.7kPa　排気圧 力：39.0kPa　吸入負 圧：3.7kPa　排気圧 力：37.0kPa　吸入負 圧：3.7kPa　排気圧 力：40.9kPa　吸入負 圧：3.7kPa　排気圧 力：40.6kPa　吸入負 圧：3.7kPa　排気圧 力：34.1kPa　吸入負 圧：3.7kPa　排気圧 力：33.7kPa　吸入負 圧：3.7kPa　排気圧 力：44.9kPa　吸入負 圧：3.7kPa　排気圧 力：41.6kPa　吸入負 圧：3.7kPa　排気圧 力：39.6kPa　吸入負 圧：6.0kPa　排気圧 力：29.0kPa	Caterpillar Inc. Mossville, Illinois 61552－0600, USA

○国土交通省告示第七百十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和六年九月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年七月十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／02＊0012＊ 01	Ｒ155　サイバーセキュリティー　トヨタ　ＡＨ４	ＡＡＨＨ40Ｗ－ＰＦＸＧＢ、ＡＡＨＨ40Ｗ－ＰＦＸＬＢ、ＡＡＨＨ40Ｗ－ＰＦＸＱＢ、ＡＡＨＨ40Ｗ－ＰＦＸＲＢ、ＡＡＨ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地